

2017年3月9日

投資家の皆様へ

2017年1月13日に本件に関するQ&Aをリリースしております。その後の株主の皆様との対話を踏まえ、Q7～Q10を追加いたしました。

一般財団法人森記念製造技術研究財団（以下、「当財団」）の社会貢献活動支援を目的とした自己株式の処分、取得及び消却に関するQ&A

Q1：当財団がこれまで行った具体的な活動を教えて欲しい。

A：工作機械の技術に関する研究開発支援及び人材育成事業として、カリフォルニア大学バークレー校、カリフォルニア大学デービス校、京都大学、名古屋大学等への寄付を実施しました。また、地域の文化的な環境構築の関連する支援事業として、複数の市町村主催の行事に協賛金として寄付を行っております。

Q2：当財団が行う社会貢献活動が、会社の利益にどのように結びつくのか具体的に教えて欲しい。

A：国内外の大学・研究機関の研究活動を支援することで、研究で得られた知見が技術の進歩及び産業の裾野の拡大に寄与するとともに、人材の育成にもつながって行くと考えます。こうした活動の結果得られる技術及び人材は、当社の持続的、安定的な成長の基盤の強化につながるものと考えております。

また、地域の文化的な環境構築に関連する支援事業については、地域社会との連携を強化し、企業としての信頼性をより一層高めるものであり、当社を取り巻くステークホルダーとの良好な関係の構築は、円滑で安定的な事業の運営、企業価値の向上に寄与するものと考えます。

Q3：従来の当社の現金寄付と当財団を通じた活動に違いがあるのか。

A：当社がこれまで行ってきた社会貢献活動の原資が、現金寄付から当財団が受け取る当社の株式配当金に移行することを意味します。昨年度は工作機械の技術に関する基礎的な研究開発の支援など大学に約2億円を寄付しております。この資金が大学において、適切に管理され、安定的に活用されることは、当社の技術開発に寄与するものと考えます。今後こうした寄付が財団から行われることで、当社としての寄付の支出は減少し、当社の収益にプラスの効果をもたらします。

Q4：信託株数を3,500,000株とする理由は何か。

A：当財団が予定している活動に必要な資金に見合う規模の株式配当金を受けるための株数です。今期（2017年12月期）の予想一株当たり年間配当金30円の水準では、105百万円となり、年間活動資金1億円の規模に見合うものと考えます。

また、今後当社の業績向上により配当金が増額すれば、当財団の活動資金も増加し、それが当社の企業価値向上、業績向上につながるという善い循環を形成するものと考えます。

Q5：今回の自己株式の処分（信託銀行への第三者割当）により、1株当たり利益が希薄化することについてどのように考えるのか。

A：自己株式の処分に伴う株式価値の希薄化を回避するとともに、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を実行することを目的として、今回の処分と同数の3,500,000株の自己株式を市場から取得することを予定しています。また、将来の自己株式の放出による株式価値の希薄化の懸念を軽減することを目的として、今回の処分と同数の3,500,000株の消却を予定しています。

Q6：信託銀行に株式を信託するスキームを採用する理由は何か。

A：当財団の財産の保全及び効率的な管理を目的として、信託スキームを導入します。本スキームでは、自己株式を有利発行で信託銀行に割当て、議決権を分離のうえ、配当による信託収益は当財団が受け取ります。株主としての議決権は、信託銀行が長期的な企業価値の向上の観点で行使することとなります。

Q7：株式価値の希薄化を抑えるために自己株式を買い入れるというが、有利子負債削減と矛盾しないのか。

A：株式価値の希薄化を抑えることを優先し、割当数と同数の3,500,000株、5,250百万円を上限に自己株式の買い入れを行うこととしました。2月10日の決算説明会で説明しましたとおり、一過性費用は今年以降もう発生せず、着実に年間150~200億円のフリーキャッシュフローを創出することにより、有利子負債は圧縮できるものと考えております。

Q8：第三者割当された株式の議決権はどのように行使されるのか。

A：締結予定の信託契約に従い、信託の受託者である三井住友信託銀行が議決権の行使判断を行い、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行が議決権を行使します。締結を予定している信託契約において、当社、財団いずれも三井住友信託銀行に対して、議決権行使の指図ができない旨を規定します。また、当社、財団とも将来この規定を変更する意図は持っておりません。

なお、議決権の行使に関して、三井住友信託銀行は同社のガイドラインに基づいて議

決権の行使判断を行う予定であり、同社からは利益相反管理及び受託事業統括役員の独立性等、議決権行使判断の透明性を確保する体制について説明を受けております。

「議決権行使の考え方」として、三井住友信託銀行の以下リンクの Web サイトに開示していますので併せてご参照下さい。

<http://www.smtb.jp/business/instrument/voting/construction.html>

Q9：議決権を不行使にするという選択肢もあったと思うが如何か。

A：不行使としてしまうと、株主が会社に賛否を意思表示する機会、特に否とする権利が失われてしまうので、それは避けたいと考えました。

Q10：従来の現金寄付による CSR 活動が配当に移行することによる、損益及びキャッシュアウトの変化を整理して欲しい。

A：以下の設例に基づき説明します。現状の当社の寄付金の損金算入限度額は 50 百万円程度である一方、上述の通り大学等への寄付は年間 2 億円前後であり、限度額を超過した部分は損金とならず課税されています。そのため、限度額を超過した部分の寄付金が配当に移行することで税引前利益が増加した場合でも、合計の納税額は変化ありません。配当に移行した金額の分、税引前利益及び当期利益が増加します。また、寄付金が減少した一方、配当金の総額は自己株式の買い入れにより変化ありませんので、キャッシュアウトは配当に移行した金額の分、減少することとなります。

【A】社会貢献200百万円の全額を現金で寄付		【B】社会貢献200百万円の約半分を配当(105百万円)残りを現金で寄付(95百万円)	
	(百万円)		(百万円)
寄付金額	200 A	寄付金額	95 A
税引前利益	10,000 B	税引前利益	10,105 B
損金算入できない寄付金	150 C	損金算入できない寄付金	45 C
課税所得 B+C	10,150	課税所得 B+C	10,150
法人税等	3,045 D	法人税等	3,045 D
当期利益 B-D	6,955	当期利益 B-D	7,060
			(105百万円増加)
配当金	3,600 E	配当金	3,600 E
			※) 自己株買入を行うので、配当金の総額は変動なし
キャッシュアウト合計 A+D+E	6,845	キャッシュアウト合計 A+D+E	6,740
			(105百万円減少)

【設例】	
法人税率	30 %
寄付金の損金算入限度額	50 百万円
社会貢献の総額	200 百万円
自己株式の割当数	3,500,000 株
一株当たり年間配当金	30 円
株式総数 (自己株除く) 処分及び買入前	120,000,000 株
株式総数 (自己株除く) 処分及び買入後	120,000,000 株 (自己株式の買入を行うため総数は変動なし)

以上